

ポイント 企業利益に一定の金額を加算、減算して課税所得金額を算出します。

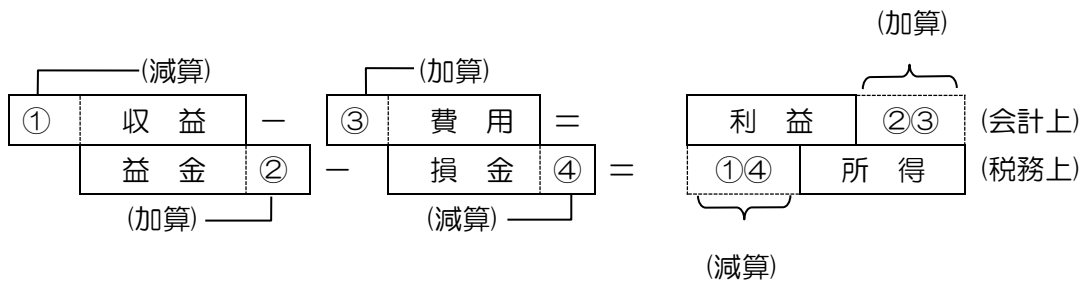
A13 法人税法では各事業年度の所得の金額を課税標準として、その所得金額は益金の額から損金の額を差し引いて計算するものと規定しています。

ただし、会計上の収益費用と税務上の益金損金とはよく似ていますので、益金や損金を直接拾い出すのではなく、会計上の収益から費用を差し引いた利益をもとに次のように一定の金額を加算、減算して算出します。

(何故このように企業利益と課税所得が異なるかといいますと法人間の課税の公平を保つためと国の政策的な目的を達成させるために両者に差がでるためです)

企 業 利 益
- ①会計上の収益であるが税務上の益金にならないものを減算。(益金不算入項目) + ②会計上の収益ではないが税務上の益金になるものを加算。(益金算入項目) + ③会計上の費用であるが税務上の損金にならないものを加算。(損金不算入項目) - ④会計上の費用ではないが税務上の損金になるものを減算。(損金算入項目)
= 所 得 金 額

[所得と利益の関係]



調整項目の具体例

- ① 益金不算入項目・・・受取配当金、資産の評価益、還付金等
- ② 益金算入項目・・・無償の資産の譲渡等
- ③ 損金不算入項目・・・資産の評価損、役員賞与、法人税等、寄付金、交際費、減価償却超過額、過大役員報酬等
- ④ 損金算入項目・・・収用等の特別控除、利益処分による準備金等